

事務連絡
令和6年5月29日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

平素より労働衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、令和6年5月21日付け事務連絡をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から協力依頼がありましたので、貴団体会員等に対し、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨に沿った取組の推進等についての周知啓発に御協力いただくとともに、受動喫煙対策に関する事業の積極的な推進にも、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年5月21日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

今般、厚生労働省健康・生活衛生局より「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼がなされたところである。

ついては、貴職におかれても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を踏まえ、都道府県労働基準協会、産業保健総合支援センター等の関係団体等と連携するなどにより、管内事業場に対する受動喫煙対策の推進に取り組むとともに、別途健康・生活衛生局より送付される本週間用ポスター等を活用し、周知協力方お願いする。

なお、中央労働災害防止協会ほか、別紙に示す関係団体等宛てにも別添のとおり通知しているため、了知されたい。

(別紙)

令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」協力依頼通知 送付先一覧

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

公益社団法人日本作業環境測定協会

公益社団法人全国労働衛生団体連合会

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

独立行政法人労働者健康安全機構

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

事務連絡
令和6年5月21日

(別紙の団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

平素より労働衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」が別添1のとおり実施されますので、貴団体におかれましても、労働者の健康の保持増進の観点から、会員等に対し、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨に添った取組の推進等についての周知啓発に御協力いただくとともに、受動喫煙対策に関する事業の積極的な推進にも、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。また、職場の受動喫煙の防止に関する支援制度につきましては、当方において別添2のとおり実施しておりますので、活用を図られたく併せて周知をお願い申し上げます。

なお、都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛てにも別途通知しておりますので、貴団体支部等との連携につきましても、御配意方お願い申し上げます。

事務連絡
令和6年5月9日

労働基準局安全衛生部労働衛生課 御中

健康・生活衛生局健康課

令和6年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記については、別添のとおり令和6年4月18日付け健生発0418第5号厚生労働省健康・生活衛生局長通知にて厚生労働省内部部局長宛てに通知しましたので、貴課におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、都道府県労働局等を通じ各事業所に対し、禁煙の効果等についての知識の普及啓発、公共の場・職場における受動喫煙対策を実施していただくようお願ひいたします。

なお、後日都道府県労働局宛てに禁煙週間用ポスターを送付しますので、掲示による施設内における受動喫煙対策の実施等への協力依頼を併せてお願ひいたします。

受動喫煙防止対策の推進事業

労働安全衛生法において、職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とされ、さらに、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的として平成30年に健康増進法が改正され、令和2年4月から原則屋内禁煙が義務化された。

【国による支援措置の概要】

受動喫煙防止対策助成金

- 助成対象：既存特定飲食提供施設

※令和2年4月1日時点で営業していた飲食店に限る

中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること

客席面積100m²以下であること

- 助成設備：
 - ①喫煙専用室の設置・改修
 - ②加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修
- 助成率：経費の2／3（飲食店以外は1／2）
- 上限：100万円

受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- 喫煙専用室等の設置など各受動喫煙防止対策を推進するための各種相談について、専門家による無料電話相談を実施
- 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施
- 各種行事において、受動喫煙防止対策に関する説明会を実施
- 受動喫煙防止対策助成金による助成を受けるために必要な要件、申請書類の記載方法等の相談対応

令和6年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

令和6年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から、世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和6年度4月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」においては、喫煙による健康影響のうち、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策として、新たに「COPDの死亡率の減少」を目標とし、引き続き認知度の向上を行うこと等が重要であることとしている。また、受動喫煙防止については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、様々な対策を講じている中、「健康日本21（第三次）」においては、「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目標に掲げ、引き続き受動喫煙対策を推進していくこととしている。

これらを踏まえ令和6年度は、喫煙や受動喫煙による健康影響の一層の周知啓発が必要であることから、「たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～」

4 期 間

令和6年5月31日（金）から令和6年6月6日（木）まで

5 主 唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

6 禁煙週間に係る取組の実施

（1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組めるようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供

- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示の要請
 - ・世界禁煙デー記念イベントの開催（東京）
- イ 公共の場・職場における受動喫煙対策
- ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請

（2）地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示
(ポスターの掲示については、20歳未満の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。)
- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼付による普及啓発

イ 20歳未満の者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底（庁舎内全面禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組の推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
- ・禁煙普及員の養成及び周知